

## 第2章 各 論

## 第2章 各論

### 第1節 多様な自然環境の体系的な保全

#### 1 地域の自然的社会的特性に応じた自然環境の体系的な保全

##### <現況>

大津市には森林から丘陵地、田園、市街地、琵琶湖や瀬田川に至る明確な地形的特徴があり、この多様な自然環境が豊かな生態系を保全し、大津らしい景観を形成するなど環境の基礎となっています。

特に、森林、丘陵地や農用地などは木材や農産物の生産の場であるとともに、動植物の生育・生息場所を提供し生態系の基盤となっています。また、国土保全、水源かん養、保健休養、自然景観形成等の多面的、公益的機能を持つなど重要な役割を果たしています。

##### <実施事業等>

#### (1) 「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」の設定

平成29年3月に、市議会において「第5次大津市国土利用計画」が議決されました。この計画は国土利用計画法第8条の規定に基づいて、本市の区域の土地利用に関して必要な事項を定めるもので、自然的地域（森林地域、田園地域）、都市的地域（既成市街地、再生市街地、進行市街地）、湖岸地域及び歴史的地域のそれぞれにおける土地利用の基本方向を定めています。計画の中で、自然的地域の恵まれた豊かな環境を保全するため、第3次計画より位置づけてきた「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」について、他の用途への転換を抑制するとしています。

「緑地保存地域」とは、市街地背後の緑の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域、「環境形成緑地」とは、独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域などに指定された区域です。<sup>(1)</sup>

#### (2) 遊休農地解消対策事業

新農業基本法、WTO 農業協定上の「緑」の政策として、中山間地域等における耕作放棄地の解消と担い手の育成及び多面的機能の保持・増進等、農業生産活動を支援しています。傾斜地等耕作条件の不利な中山間地域の集落が、中山間地域等直接支払交付金制度の活用により、耕作放棄の防止を目指すとともに、中山間地域の農地が有する水源の涵養、良好な景観等、多面的機能を確保します。

- 28集落において活用され、水路・農道等の管理活動を含む農業生産活動が行われました。<sup>(16)</sup>

#### (3) 農地の有効利用と農業基盤の整備（ほ場整備）

農業振興と公益性の高い地域資源である農地の有効活用を図るため、ほ場整備を推進しています。不耕作地の解消と水路整備により、田園景観や水の循環に伴う生態系の保全も図れます。

- ほ場整備事業計画の推進として、田上地区において県営土地改良事業を実施しています。<sup>(17)</sup>

#### (4) 自然景観の保全の推進による緑地保全

- 「大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、風致地区内の建築等の規制に関する協議、審査について、令和3年度は、67件の許可申請等を受け、審査・許可業務を行っています。<sup>(28)</sup>

## (5) 「緑の基本計画」に基づく施策推進

「緑の基本計画」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが緑の存在や、それらの関わりがいかに大切か認識し、水と緑の環境のまちづくりへの積極的な参加を促すため、ホームページへの掲載や、計画冊子の作成により、周知に努めています。

○ 都市公園等面積 10.0 m<sup>2</sup>／人口[R4.4.1 現在]<sup>(30)</sup>

目標;都市公園等面積 11.0 m<sup>2</sup>／人口[～平成 28 年度]

## (6) 保護地区の指定と保全施策の推進

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地内や市街地に近接する良好な自然地区として「瀬田川自然保護地区」を指定しています。<sup>(30)</sup>

### 自然保護地区の概要

|           |                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| 指定年月日     | 昭和 55 年 8 月 1 日                                                       |
| 保護地区の名称   | 瀬田川自然保護地区                                                             |
| 指定する土地の区域 | 瀬田川河川敷で鹿跳橋の上流 875 メートルの地点から鹿跳橋の下流 200 メートルの地点までの区域(面積 62, 776 平方メートル) |
| 指定の内容     | 瀬田川の河岸、河床に存在する甌穴(おうけつ: 大小さまざまな丸い穴のあいた岩石)を含む指定区域内の自然景観(鹿跳橋を除く。)        |

## (7) 緑地協定の締結

住民が自らの手で、緑豊かな潤いのある街づくりを進めるため、守るべき街の緑や、宅地における緑の配置を住民同士で取り決め、自然環境の保全や美しい街並みの創出を図るものです。この制度は、住民自身による緑地の保全及び緑化の意思を法的に位置づけるものです。

○ 令和 4 年 4 月 1 日で 26 地区と締結しています。<sup>(30)</sup>

目標;緑地協定地区数 50 地区

## (8) 山百合の丘事業

開発エリアにおいて、主に競走馬育成牧場を主体とする土地区画整理事業が完了しました。

残る未施工区域約 36ha については、北部地域新産業拠点形成計画に基づき、引き続き所有者と土地利用に関する調整に努めます。<sup>(28)</sup>

## (9) 多自然川づくりや多自然型水路等の整備

自然環境や周辺景観を考え、護岸にはカゴマットや環境保全型空積ブロックを使用することにより、多様な生き物がくらせる河川づくりを目指しています。<sup>(33)</sup>

## 2 開発事業等の計画の早い段階から環境配慮システムの整備

### (1) 大津市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づく緑化指導等

開発事業者に対し、都市計画法その他の関係法令、大津市の各種計画に適合するよう指導しています。また、一定規模以上等の開発の際には、「大津市開発許可制度に関する基準」に基づき、開発区域内に緑地を確保するよう指導しています。<sup>(31)</sup>

### (2) 開発事業等における環境配慮制度の充実

「大津市環境基本条例」に基づき、事業者が事業計画の早い段階から自主的、積極的に環境への配慮を行い、環境への負荷低減と公害防止に努めるための指針として、環境配慮指針を策定しています。また、一定規模以上の事業を特定事業(開発事業、生活環境影響事業及び中高層建築物の建設事業)、又は大規模建設等事業として定め、事前協議制度などを通じて、事業者が環境への配慮を求めるとともに公害防止に努めるよう指導しています。<sup>(19)</sup>

### **3 環境保全型農林水産業の推進**

#### **(1) 農地・水・環境保全向上対策事業**

近年の農業環境は、過疎化、高齢化等の進展に伴う集落機能の低下により、適切な管理が困難な状況にあることから、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発展を図るため、営農活動を支援しています。

- 協定締結地区 29 組織(40 集落)<sup>(16)</sup>

化学農薬や化学肥料の使用を通常の 5 割以下に削減する「環境こだわり農産物」の作付をしています。

#### **(2) 市民参加による里地里山の保全**

棚田保全活動として、地域住民と都市住民らの協働団体によるボランティア活動により、棚田の復田や草刈、水路清掃などの田園景観の保全を図っています。

- 仰木平尾地区、上仰木八王寺地区で実施されました。<sup>(17)</sup>

#### **(3) 間伐促進等森林整備事業**

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう間伐等保育を要する森林に対し、森林整備を行うことにより、森林資源の維持増進を図っています。

- 間伐の実施面積 37.58ha、下刈の実施面積 8.05ha等<sup>(16)</sup>

## 第2節 生物多様性の確保

### 1 多様な生態系の保全

#### <現況>

本市は、自然林、人口林、河畔林、耕作地、草地などの様々な環境を有しており、琵琶湖湖岸から標高1千mを越す比良山地に至るまで標高差が大きく、琵琶湖、内湖、河川などの水域環境を有しています。この多様な自然環境を反映して、多くの種類の生き物が生育・生息しています。特に、里地里山では多様な生態系を形成していることが、本市の特徴となっています。

平成20年度実施の天津市自然環境植生調査、及び平成21年度実施の天津市自然環境動物調査による動植物の生息・生育状況は次のとおりでした。

#### 植物(平成20年度調査)

森林植生、草本植生を併せて約70タイプの植物群落が確認されました。この多くは植林地・耕作地植生、代償植生であり、自然植生は比良山地の高標高地や田上山地等に小面積で残っています。

貴重植物群落としては、比良山系にクロモジブナ群集、アシウスギブナ群落等の分布がみられ、貴重植物としては、南部に、カミガモシダ、アイナエ等の分布が確認されています。

#### 動物(平成21年度調査)

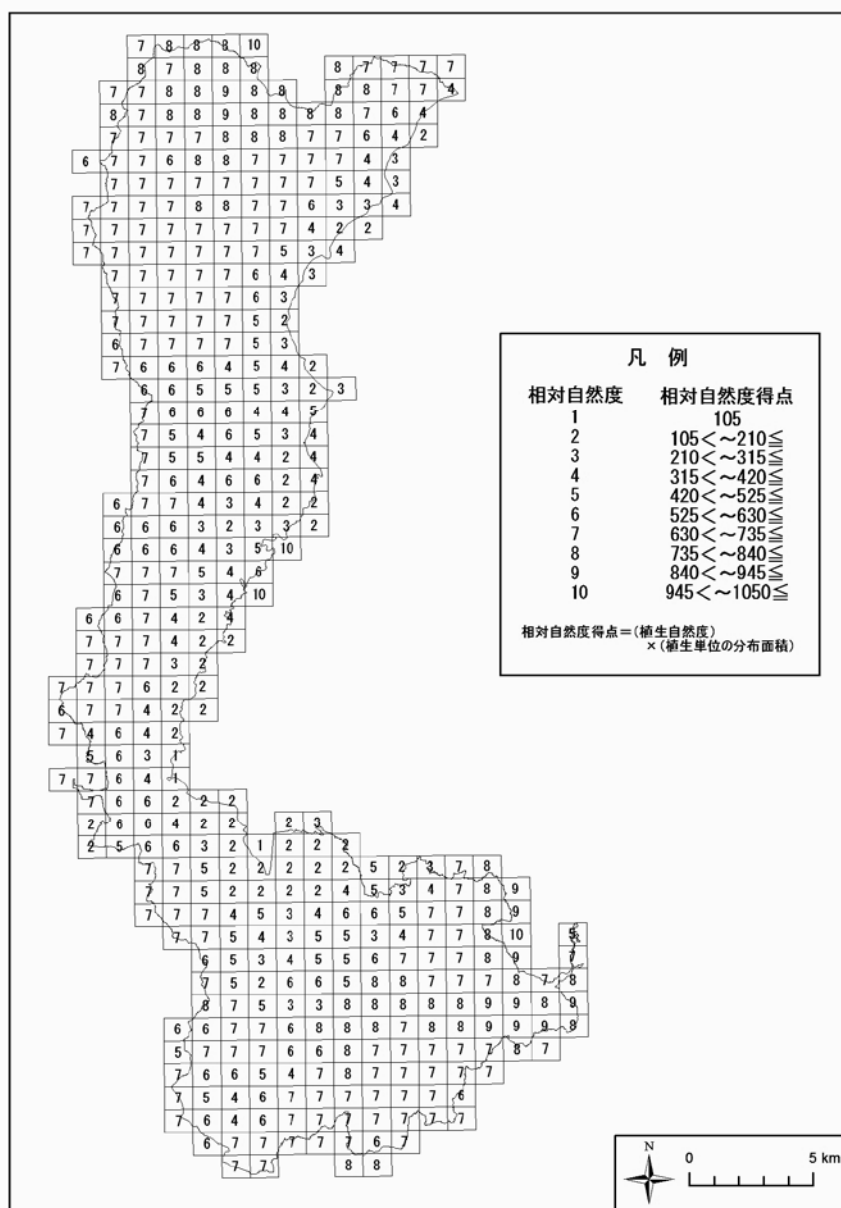
天津市は面積が広く、地形的にみても比較的標高の高い山地から丘陵、平野部まで種々の地形が存在することから、生息している野生生物は多岐にわたっています。

市北部に位置する比良山地は武奈ヶ岳(1,214m)を最高として、滋賀県で最も高い山地のひとつです。また、安曇川を隔てた西側の丹波高地の一部も800～900m級の標高を有しています。

この山地帯には、ツキノワグマ、

カモシカ等の奥山型の哺乳類や、渓流域のハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ナガレヒキガエル等の生息も知られています。また、昆虫類では山地性のミドリシジミ類を多産し、エゾハルゼミ、コエゾゼミ、ルリボシヤン

#### 相対自然度



マ等、近畿地方でも高標高の山地のみに分布するグループが多く見られます。近畿地方ではブナ帯の存在自体が高い価値を有しており、これらの山地は市域で最も自然度の高い貴重な地域といえます。

大津市域に生息する種として、哺乳類では 7 目 15 科 29 種、は虫類は 2 目 7 科 16 種、両生類は 2 目 6 科 19 種、昆虫類(河川昆虫類を含む)は 21 目 327 科 2,299 種、鳥類は 14 目 36 科 115 種の記録が確認されています。

指標[計画策定時];緑被率 82.3%[平成 20 年度]

指標[計画策定時];貴重動植物の確認種(植物 17 種、動物 80 科 182 種)

## <実施事業等>

### (1) 身近な環境(生きもの)市民調査【重点事業】

身近な自然や生きものをはじめ景観、湖岸形態などの色々な環境を対象にして市民が調査員となって調査を実施し、身近な環境の情報整備と調査を通じた環境学習を推進する制度で、平成 2 年度に発足しました。調査を通じて身近な環境に触れ、環境について考えることは自然環境保全の意識を育む機会となります。

平成 2 年度から平成 14 年度にかけて、ホタル、ヨシ、ユスリカ、アカトンボ、水辺の鳥、たんぼぼ、ツバメ、酸性雨、魚、サクラ、身近な鳥、セミ、ミズなどの調査を実施しました。調査結果は、地図や冊子等にまとめて、調査員をはじめ教育機関、図書館、支所、研究所等のほか希望者に配布してきました。

その後、平成 23 年度から市民ボランティアによる「身近な環境(生きもの)市民調査」を再開し、令和 2 年度までの 10 年間にセミ・アカトンボ・ドングリ・カエル・たんぼぼ(タンポポ)・ツバメ・バッタ・サギ(鷺)・ドングリを調査しました。

- 令和 3 年度は、「セミ」の市民調査員の募集・登録を行い、説明会・調査勉強会を開催(登録市民調査員 246 名)<sup>(19)</sup>

目標;身近な生きもの市民調査員参加者数 500 人/年[~平成 27 年度]

### (2) 保護樹木・保護樹林の指定

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地及びその周辺に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木・保護樹林」として指定しています。

- 令和 3 年度末現在、保護樹木 26 本・保護樹林 5 地区を指定<sup>(19)</sup>

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア. 市街化区域内に所在すること。</p> <p>イ. 樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○地上より 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.5m以上である。</li><li>○地上より高さが 15m以上である。</li><li>○株立ちした樹木では、地上より高さが 3m以上である。</li><li>○はん登性樹木では、枝葉の面積が 30 m<sup>2</sup>以上である。</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 保護樹木

| 指定<br>番号 | 樹木名       | 幹周<br>(cm) | 樹高<br>(m) | 推定<br>樹齢 | 所在地          | 所有者        |
|----------|-----------|------------|-----------|----------|--------------|------------|
| 3        | ケヤキ       | 282        | 15.0      | 100      | 和邇中 298      | 大津赤十字志賀病院  |
| 4        | イチョウ      | 210        | 15.0      | 150      | 札の辻 4-26     | 本願寺近松別院    |
| 5        | イチョウ      | 205        | 16.0      | 150      | 同上           | 同上         |
| 9        | エノキ       | 379        | 23.0      | 200      | 西の庄 15-16    | 石坐神社       |
| 10       | イチョウ      | 435        | 24.0      | 600      | 木下町 7-13     | 和田神社       |
| 13       | ケヤキ       | 350        | 26.0      | 400      | 中庄一丁目 14-24  | 篠津神社       |
| 14       | クスノキ      | 188        | 13.0      | 70       | 園山一丁目 1-1    | 民間企業       |
| 15       | カツラ       | 330        | 13.7      | 300      | 三井寺町 4-1     | 長等神社       |
| 17       | クスノキ      | 325        | 21.1      | 350      |              | 個人         |
| 18       | クスノキ      | 335        | 23.9      | 350      |              | 同上         |
| 19       | イチョウ      | 345        | 21.1      | 300      | 下阪本五丁目 8-5   | 厳島神社       |
| 20       | シダレヤナギ    | 204        | 14.7      | 100      | 島ノ関 1-60     | 大津市立中央小学校  |
| 21       | イチョウ      | 200        | 13.2      | 130      | 本堅田一丁目 22-30 | 本福寺        |
| 22       | シイ        | 500        | 14.1      | 300      | 坂本六丁目 1-19   | 大將軍神社      |
| 23       | イチョウ      | 380        | 25.6      | 300      | 京町二丁目 1-16   | 善通寺        |
| 24       | モミジバズカケノキ | 436        | 22.4      | 70       | 京町三丁目 6-23   | 滋賀県        |
| 25       | クスノキ      | 267        | 18.6      | 200      | 大江二丁目 28-41  | 西徳寺        |
| 26       | ケヤキ       | 336        | 23.4      | 300      | 苗鹿一丁目 9-13   | 那波加荒魂神社    |
| 28       | ケヤキ       | 525        | 23.0      | 400      | 滋賀里三丁目 1     | 倭神社        |
| 29       | クスノキ      | 270        | 23.9      | 250      | 同上           | 同上         |
| 31       | クスノキ      | 241        | 16.5      | 80       | 膳所二丁目 11-1   | 滋賀県立膳所高等学校 |
| 32       | クスノキ      | 302        | 16.0      | 80       | 同上           | 同上         |
| 33       | クスノキ      | 226        | 12.0      | 80       | 同上           | 同上         |
| 34       | ムクロジ      | 240        | 15.6      | 200      | 下阪本六丁目 8-10  | 磯成神社       |
| 36       | ツブラジイ     | 450        | 12.0      | 300      | 堅田二丁目 1-1    | 民間企業       |
| 37       | クスノキ      | 400        | 11.5      | 150      | 同上           | 同上         |

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

|                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア. 市街化区域内に所在すること。</p> <p>イ. 樹林を形成する樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。</p> <p>○ 樹林の面積が 330 m<sup>2</sup>以上である。</p> <p>○ 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが 30m以上である。</p> <p>○ 並木をなす樹木の集団で、その並木の長さが 100m以上である。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 保護樹林

| 指定<br>番号 | 樹林名     | 面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 所在地          | 所有者   |
|----------|---------|-------------------------|--------------|-------|
| 1        | 御霊神社の森  | 2,570                   | 鳥居川町 14-13   | 御霊神社  |
| 2        | 高穴穂神社の森 | 3,647                   | 穴太一丁目 3-1    | 高穴穂神社 |
| 3        | 膳所神社の森  | 5,728                   | 膳所一丁目 14-14  | 膳所公園  |
| 4        | 平津の森    | 12,926                  | 平津二丁目 9-13   | 戸隠神社  |
| 5        | 寺辺の森    | 14,700                  | 石山寺二丁目 13-16 | 新宮神社  |

## 第3節 自然とのふれあいの推進

### 1 里地里山・琵琶湖をいかした自然に親しむ活動の推進

#### (1) 農村地域資源の活用とグリーンツーリズムの推進

緑豊かな農村地域資源を活用するため、「農」の情報発信事業を行いました。<sup>(16)</sup>

#### (2) 緑の普及、啓発の推進

- おおつ花フェスタの開催<sup>(30)</sup>

### 2 自然体験空間の整備

#### (1) 都市公園・都市緑地等の整備

都市公園は、快適な市民生活や都市環境の保全などにとって、重要な公共施設であり、多様な機能を有しています。このため、指定管理者制度を導入し、公園の管理体制の強化に努めるとともに、公園の多様な機能が十分に発揮されるよう、公園・緑地の整備を進めています。<sup>(30)</sup>

都市公園整備状況

(R4.4.1 現在)

| 都市公園等施設緑地 |         | 整備状況 |                     |
|-----------|---------|------|---------------------|
|           |         | カ所   | 面積(m <sup>2</sup> ) |
| 都市公園      | 街 区 公 園 | 143  | 290,610             |
|           | 近 隣 公 園 | 38   | 514,094             |
|           | 地 区 公 園 | 6    | 378,387             |
|           | 総 合 公 園 | 5    | 322,979             |
|           | 運 動 公 園 | 2    | 279,433             |
|           | 風 致 公 園 | 2    | 393,514             |
|           | 都市緑地・緑道 | 32   | 484,672             |
| 小 計       |         | 228  | 2,663,689           |
| 公共施設緑地    | 児 童 遊 園 | 620  | 183,701             |
|           | ファミリー農園 | 5    | 6,353.45            |
|           | 小 計     | 625  | 190,054             |
| 合 計       |         | 853  | 2,853,743           |

#### (2) 公園愛護会による維持管理の推進

公園をはじめとした市域の緑の保護育成に不可欠な適切な維持管理のため、公園に対する愛着の育成を目指して、公園愛護会の育成を進めています。

- 自治会等で構成された公園愛護会 119 公園 102 団体<sup>(30)</sup>

目標:公園愛護会の登録数 150 公園[～平成 28 年度]

#### (3) 葛川森林キャンプ村等の運営

森林資源を活用した市民の憩いの場として、㊦川森林キャンプ村、ふれあいのもり(比叡山生活環境保全林)、一丈野生活環境保全林、暮雪山多目的保安林、楊梅の滝生活環境保全林について、適正な維持管理を行っています。葛川森林キャンプ村は、あり方検討のため、令和4年4月現在休止しています。<sup>(16)</sup>



#### (4) ファミリー農園の整備・充実

市内の遊休農地を有効利用し、土に親しむ機会の提供や、農業への理解を深めることを目的として開設しています。自然とのふれあいや、収穫の喜びなどを体験していただくとともに、遊休農地の解消の一助ともなっています。

- 市民農園開設区画数 209 区画<sup>(16)</sup>

**ファミリー農園の整備状況**（令和4年3月31日現在）

|   | 農 園 名 | 面積(㎡) | 区画数 |
|---|-------|-------|-----|
| 1 | 堅田一丁目 | 740   | 28  |
| 2 | 滋賀里   | 2,485 | 73  |
| 3 | 高砂    | 500   | 17  |
| 4 | 国分西出  | 1,226 | 41  |
| 5 | 国分西出  | 1,378 | 50  |
|   | 計     | 6,329 | 209 |

指標[計画策定時];市民農園開設区画数 403 区画

#### (5) 自然体験施設等の運営

自然体験ができる施設として、次のとおりの施設を運営しています。

- 田上市民運動広場については、平成 20 年度からデイキャンプの機能をもつ市民運動広場として通年で運営しています。
- 桐生若人の広場(教育キャンプ場)は、社会教育団体向けに通年で運営しています。
- 比良げんき村は、琵琶湖が眼下に広がり深い緑に囲まれた野外活動施設です。宿泊棟、人工登はん壁、天体観測施設、木工作等実習室、キャンプ場、木製遊具、多目的広場等の施設があり、通年で運営しています。<sup>(48)</sup>